第12章 土砂等の埋立て等

第1節 残土

残土と呼ばれる建設発生土は、谷間の埋立てや 低地の嵩上げ、宅地造成や農地造成など土地の有 効利用や不動産価値を高めるための貴重な資材で ある。

一方で、建設発生土が有効に再利用される量は 排出量に比べてかなり少なく、最終的には処分場 形態の埋立地に処分されているのが現状である。

千葉県に搬入される残土の多くは、東京都や神 奈川県などの県外から東京湾を経由して搬入され ている。

また、排出量も膨大なことから、廃棄物や有害物質等の混入による土壌や地下水の汚染問題等も 懸念されるところである。

残土は廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないことから、法律上の明確な規制がないため、各自治体がそれぞれの条例によって規制を行っている。

1 残土埋立ての規制の経緯

本市では、残土の適正処分を事業者に義務付けることにより、環境の保全及び災害の発生の防止を図るため、平成元年4月に「君津市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」を制定し、埋立て等を行おうとする場合は市の許可を得なければならないこととした。

当該条例には、防災上や工学上の構造基準を設けたものの、残土に含まれる有害物質等の規制はなく、他法令の許認可事業を適用除外とするなど、課題が残った。

このため、平成9年12月に「君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(通称:市残土条例)」を制定し、他

法令の許認可事業についても適用させるとともに、 埋立てに使用される土砂が土壌環境基準に適合し ているかどうか検査することを義務づけ、平成10 年1月に施行した。

一方、県では平成9年7月に「千葉県土砂等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(通称:県残土条例)」を制定し、3,000 ㎡以上の埋立て事業を県の許可の対象とした。

本市には広大な面積の山砂採取場が点在しており、これらの跡地の森林を再生し、景観や自然環境の修復整備を行っていくことが大きな課題となっているが、現状は大規模な残土処分が多くみられ、搬入される残土の多くは、海上輸送により県外から運ばれており、運搬過程において発生元の異なる別の土砂等が混ざる可能性が高いなど、これまでの規制では安全性に疑問があった。

2 改正市残土条例

市では、使用する残土の発生、運搬、埋立てまでの一連の行為に対する監視及び規制を行い、良好な自然環境及び市民の健康で安全かつ快適な生活環境の保全を図るため、平成24年3月に残土条例を全部改正した(平成25年1月1日施行)。

新たな市残土条例は、県残土条例の適用除外を受け、従来まで県で規制等を行っていた 3,000 ㎡ 以上の埋立て事業についても市で規制を行うこと とした。

市残土条例の主な改正点を下記に示す。

- ① 埋立て面積 500 m 以上の事業については、 全て市残土条例の許可の対象とした。
- ② 埋立て区域の水質の安全基準を設定した。
- ③ 埋立て区域から 10m以内の土地所有者の 承諾を必要とした。
- ④ 埋立て面積が3,000 ㎡以上の場合は、埋立 て区域から半径300m以内の世帯の8割以上 の承諾を必要とした。

- ⑤ 事前協議を行うこととした。
- ⑥ 埋立て等に使用する土砂等の発生元を千葉 県内に限定した。
- ⑦ 埋立て区域の表土の検査を必要とした。
- ⑧ 暴力団員には許可しないこととした。
- ⑨ 土砂等管理台帳の作成を義務付け、土量報告の頻度を強化した。
- ⑩ 地質検査と水質検査の頻度を強化した。
- ① 許可申請には、手数料を徴収することとした。

令和 4 年度末現在の県残土条例の適用除外市町 村を表 12-1 に示す。

3 残土埋立ての状況

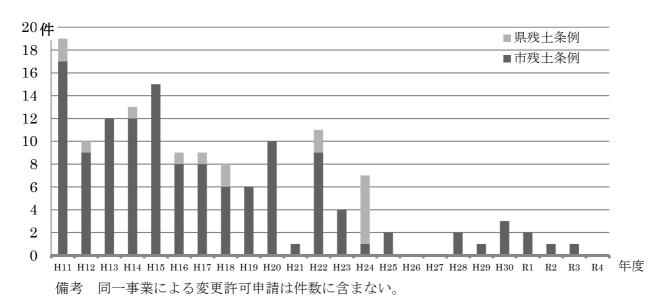
県残土条例及び市残土条例による許可件数の推移を図 12-1 に示す。平成 25 年 1 月 1 日から施行された改正市残土条例により許可した事業は13 件であり、12 件が山砂を用いた事業、1 件が残土を用いた事業である。

(表 12-1) 千葉県残土条例適用除外市町村

	市町村名	適用除外日
1	千 葉 市	平成 15 年 4 月 1 日
2	船橋市	平成 15 年 4 月 1 日
3	芝山町	平成 15 年 4 月 1 日
4	佐 倉 市	平成 15 年 9 月 1 日
5	成田市	平成 16 年 6 月 1 日
6	神崎町	平成 16 年 8 月 1 日
7	八 街 市	平成 17 年 6 月 1 日
* 8	銚 子 市	平成 18 年 1 月 1 日
9	東金市	平成 18 年 1 月 1 日
10	山武市	平成 18 年 3 月 27 日
11	柏市	平成 20 年 4 月 1 日
12	四街道市	平成 20 年 10 月 1 日
13	木更津市	平成 22 年 10 月 1 日
14	勝浦市	平成 23 年 9 月 1 日
15	富津市	平成 23 年 10 月 1 日
*16	君 津 市	平成 25 年 1 月 1 日
*17	鋸南町	平成 27 年 10 月 1 日
18	大多喜町	平成 28 年 10 月 1 日
* 19	印 西 市	平成 29 年 4 月 1 日
20	野田市	平成 30 年 10 月 1 日
* 21	多古町	平成 30 年 10 月 20 日
22	匝 瑳 市	令和元年 6 月 1 日
* 23	旭 市	令和3年4月1日
24	長 生 村	令和3年9月1日
* 25	香 取 市	令和5年1月1日

*埋立て等に使用する土砂等の発生元を千葉 県内に限定している市町村

(図 12-1) 県残土条例及び市残土条例による許可件数



第2節 再生土

再生土とは、建設汚泥、燃え殻、ばいじん等の 産業廃棄物を中間処理して資材として再生し、か つ製品として販売されている土砂状のものであ る。

近年、県内では、太陽光パネルの設置などを目的とした土地造成において、再生土が利用されるケースが頻発し、これらの埋立ての一部には、不適正な施工による崩落や周辺植生への悪影響が見られ、また、再生土の埋立て等と称した廃棄物の不適正処理など、様々な問題が生じている。

このような状況の中、県は、再生土の埋立て等による災害や環境への影響を未然に防止し、県民の生活環境の保全を図るため、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例(通称:県再生土条例)を平成30年10月に制定し、平成31年4月から施行した。

1 再生土埋立ての規制

本市では、県再生土条例の適用除外を受け、再 生土の埋立てについても市残土条例で規制を行 っている。

令和4年度末現在の県再生土条例の適用除外市 町村を表12-2に示す。

2 再生土埋立ての状況

平成31年4月1日の県再生土条例施行(同時に君津市適用除外)以降、市残土条例に基づく再生土の埋立て事業はなかった。

(表 12-2) 県再生土条例適用除外市町村

(表 12-2) 県再生土条例適用除外市町村			
	市町村名	適用除外日	
1	銚 子 市	平成 31 年 4 月 1 日	
2	木更津市	平成 31 年 4 月 1 日	
3	成田市	平成 31 年 4 月 1 日	
4	佐 倉 市	平成 31 年 4 月 1 日	
5	君 津 市	平成 31 年 4 月 1 日	
6	四街道市	平成 31 年 4 月 1 日	
7	八 街 市	平成 31 年 4 月 1 日	
8	印 西 市	平成 31 年 4 月 1 日	
9	神崎町	平成 31 年 4 月 1 日	
10	多古町	平成 31 年 4 月 1 日	
11	芝 山 町	平成 31 年 4 月 1 日	
12	大多喜町	平成 31 年 4 月 1 日	
13	鋸 南 町	平成 31 年 4 月 1 日	
14	匝瑳市	令和元年6月1日	
15	野田市	令和元年7月1日	
16	山武市	令和 2年11月1日	
17	旭 市	令和3年4月1日	
18	長 生 村	令和3年9月1日	
19	茂原市	令和 3年10月1日	
20	東金市	令和 4年9月1日	
21	香 取 市	令和 5年1月1日	
22	大網白里市	令和 5年1月1日	